

令和5年度 第6回政策推進会議報告

日 時 8月29日 14時30分～16時30分

場 所 WEB会議室

出席者 19人

1 次期尼崎市議会定例会市長提出予定案件について

総合政策局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

- ・(市長) 議案第76号「尼崎市旅館業に関する条例の一部を改正する条例について」だが、これは、旅館業法等において、これまで旅館業等を営んでいる個人が死亡した際や、会社が合併された際の事業継承時には改めての許可は不要とされていたが、今回、いわゆる事業譲渡といった場合においても同様の取扱いとするための法改正によるものであると認識している。

この法改正は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部改正ということで、対象となるのは旅館業法だけではなく、食品衛生や理容・美容、興行、公衆浴場、クリーニングなど生活衛生関係のあらゆる業について、横並びで手続きを変える法律となっているが、市の条例改正の内容は旅館業法の部分だけで問題はないのか。

- ・(保健局長) 旅館業法においては、市が条例で規定した場合、旅館業の営業許可申請に対し、その施設からおおむね100メートルの区域内に図書館等の社会教育施設等があり、清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められるときは許可を与えないことができるとされており、本市においては、これまでから本条例において個人の相続や会社の合併による事業継承時についても、こうした規制の対象としていたため、今回の事業譲渡によるものについても同様に規制しようとするものである。

なお、旅館業法以外の法律においては、市の条例において規制できるような規定がないことから、旅館業法に係る改正部分のみについて対応するものと認識しているが、改めて漏れがないか等については確認する。

2 令和6年度予算編成方針(案)について

総合政策局長から資料に基づき報告。

3 令和5年度施策評価結果及び令和6年度予算編成方針(令和6年度主要事業)に係る「市民意見聴取に係る施策の概要」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

総合政策局長から資料に基づき報告。

4 尼崎市環境基本計画及び尼崎市生物多様性地域戦略(素案)並びに素案に対する市民意見公募手続の実施について

経済環境局長から資料に基づき報告。

5 尼崎市屋外広告物条例の一部改正（素案）及び素案に対する市民意見公募手続の実施について

都市整備局長から資料に基づき報告。（以下、質疑等）

- ・（森山副市長）今回の改正内容は、規制緩和を行うだけの改正に見えるが、広告物を設置する際に、景観やブランディングのイメージに齟齬がないよう、ガイドラインを策定したうえで市が適切にコントロールしようとするものであるため、こういった考え方であることをしっかり説明していく必要がある。
- ・（都市整備局長）その通りである。これまで守ってきた景観を、今後も守りつつ、新たな取組にもチャレンジできるような仕組みにしたいと考えているため、ガイドラインについてもしっかり作っていきたい。

6 令和5年度全国学力・学習状況調査結果報告について

増田教育次長から資料に基づき報告。

7 その他

○総合政策局長から A-LAB Exhibition Vol.39「RE:AMA（り あま）」の開催について説明。

○消防局長から令和5年度熱中症救急搬送状況について説明。（以下、質疑等）

- ・（危機管理安全局長）搬送状況やその属性について、こういった情報も公開すれば熱中症の予防になると思うため、是非ホームページ等で公開していただきたい。
- ・（消防局長）市民の方がわかりやすいよう、載せ方も含めて検討したい。

○議会事務局長から議場コンサートの実施について説明。